明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商業動態統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業一）　一
〔告　示〕
○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（厚生労働三六）　一
○肥料を登録した件（農林水産二三九）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同二四〇）　五
○肥料の名称及び生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同二四一）　九
○肥料の登録を失効した件（同二四二）　一〇
○商業動態統計調査規則第六条第二項の規定に基づき、商業動態調査票の様式を定める件の一部を改正する件（経済産業九）　一一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三

省令

○経済産業省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、商業動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月二十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

商業動態統計調査規則の一部を改正する省令

商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「による甲調査」の下に「及び乙調査」を、「（甲調査」の下に「、乙調査」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年二月一日から施行する。

告示

○厚生労働省告示第三十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表に次のように加える。

四百十四	1　電動式液晶サーモグラフィ装置	T〇六〇一―一	体表温度分布を計測、表示又は分析するために用いること。
四百十五	1　電気音響トランスデューサ	T〇六〇一―一	心臓の活動によって生じ、体表に伝達される振動を検出するために用いること。
四百十六	1　電動式皮膚痛覚計	T〇六〇一―一	患者の痛みに関する感受性を測定するために用いること。
四百十七	1　単回使用眼科手術用チューブ付カニューレ	T〇九九三―一	眼科手術時に灌流液等の注入又は眼内物質等の吸引に用いること。
四百十八	1　単回使用皮下導通用トンネラ	T〇九九三―一	チューブ等を導通させる目的で皮下にトンネルを作製するために用いること。
四百十九	1　単回使用眼科用医薬品注入器	T〇九九三―一	薬液を眼内等に注入するために用いること。
四百二十	1　単回使用止血用クリップアプライヤ	T〇九九三―一	止血用クリップを取り付けるために用いること。
四百二十一	1　単回使用自動縫合器	T〇九九三―一	組織の縫合に用いること。
四百二十二	1　単回使用関節鏡用縫合器	T〇九九三―一	関節鏡使用下で組織の縫合に用いること（高度管理医療機器であるステープルを内蔵するものを除く。）。